令和９年度八戸市超帰省応援事業「はちのへ超帰省クーポン」
協働事業者公募実施要領

下記のとおり、令和９年度八戸市超帰省応援事業「はちのへ超帰省クーポン」協働事業者を公募する。

（目的）

第１条　この事業は、八戸市出身者等が友人や同僚を連れて帰省し、八戸市を紹介することで地元への愛着や親しみを再醸成するとともに、八戸市に馴染みのない方も友人を介して八戸市を知る・体感することで、新たな関係人口の創出を促進することを目的に、超帰省した申請者に対し協働事業者の優待クーポン「はちのへ超帰省クーポン」の交付を行うものである。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　超帰省　「一般社団法人超帰省協会」が提唱する概念で、友人や同僚を連れて地元に帰省したり、友人等の帰省についていったりすること。ここでは、八戸市における当該行為を指す。

⑵　クーポン　前条に規定する目的を達成するために市が交付する電子クーポン「はちのへ超帰省クーポン」のこと。

⑶　八戸市出身者等　八戸市出身者、八戸市と何らかの関りがある人又は八戸市を地元と思う人。

⑷　特定取引　クーポンが対価の弁済手段として使用される物品の購入または役務の提供。

⑸　協働事業者　当事業の趣旨に賛同し、特定取引を行うことに協力できる事業者として認められたもの。

（事業内容）

第３条　事業の内容は次のとおりとする。

⑴　超帰省した八戸市出身者等へ優待クーポン交付

⑵　超帰省体験の SNS 発信促進

⑶　事業周知及び PR 活動

⑷　アンケート調査

（協働事業者の資格）

第４条　協働事業者は、次の要件をすべて満たすものとする。

⑴　「令和９年度八戸市超帰省応援事業」の目的に賛同し、事業期間中、継続して特定取引が

できるもの。

⑵　次のいずれにも該当しないもの。

ア　法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの。

イ　公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行うもの。

ウ　政治活動又は宗教活動を行うもの。

エ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に掲げる営業に該当する事業を行うもの。

オ　過去３年間において、納付すべき市県民税、固定資産税及び国民健康保険税（以下市税）を滞納しているもの。

カ　八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）の規定による排除措置要請を受け、当該状態が継続しているもの。

キ　その他社会通念上好ましくない内容のサービスを提供する等、当事業にふさわしくない事業者と市長が判断するもの。

（事業期間）

第５条　事業の実施期間は、令和９年４月１日から令和10年３月31日までとする。なお、クーポンの交付期間は、令和10年３月31日までとする。

（応募方法）

第６条　申込をする場合は次の書類を市長に提出するものとする。なお、提出先は若者活躍応援課とする。

⑴　令和９年度八戸市超帰省応援事業「はちのへ超帰省クーポン」参加申込書兼同意書（別記第１号様式）

⑵　納税証明書（前号の申込書において市税の納付状況を確認することに同意している場合を除く。）

⑶　その他市長が認める書類

（募集期間）

第７条　募集期間は、令和８年12月１日から令和９年１月８日までとする。

（サービス内容等の確認）

第８条　応募者は、参加申込兼同意書に、クーポン利用者に提供するサービス及び優待内容を具体的に記載するものとする。

２　市は、提出された参加申込兼同意書の内容について、景品表示法その他関係法令、本事業の趣旨及び実施上の適正性等の観点から確認を行うものとする。

３　前項の確認において、市がサービス内容又は優待内容の修正等が必要と判断した場合は、市

と応募者との間で電子メールその他の方法により内容を確認するものとする。

４　前項の確認を経て、市が適当と認めたサービス内容及び優待内容を、本事業における当該協働事業者の提供内容として確定するものとする。

（決定方法）

第９条　提出された参加申込兼同意書及び添付書類について、次に掲げる事項を確認し、参加の可否を決定するものとする。

（１）実施要綱及び本要領に定める参加資格を満たしていること。

（２）事業の目的に沿ったサービス及び優待を提供するものであること。

（３）サービス及び優待の内容が明確であり、利用者に誤解を与えるおそれがないこと。

（４）法令等に抵触するおそれがなく、事業期間中、継続して適正にサービス及び優待を提供できること。

２　市長は、前項の確認に当たり、必要があると認めるときは、申込者に対し、内容の説明又は書類の補正を求めることができる。

３　市長は、前２項の確認の結果、適当と認めるときは、参加を決定するものとする。

（結果の通知）

第１０条　選考結果は、応募者全員に文書（別記第２号様式）で通知するものとする。

（参加申込兼同意書の取り扱い）

第１１条　受付した参加申込兼同意書は返却しないものとし、当事業の公募以外の目的には使用しないものとする。

（協働事業者の参加の取り消し）

第１２条　協働事業者が、第４条の規定に該当しなくなったとき、又は申込書の記載内容に虚偽があることが判明したときは、市長は参加を取り消すことができるものとする。

（変更・辞退の届出）

第１３条　協働事業者は参加を辞退する場合、速やかに辞退届（別記第３号様式）を提出するものとする。

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、令和８年　月　日から実施する。